

◎佐賀県条例第16号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～407の8の2 略					1～407の8の2 略				
407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する	認定申請のとき	407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ <u>一の建築物につき次に定める金額</u> （当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適	認定申請のとき

改正前					改正後				
			部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)					合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)	
			(1)～(5) 略					(1)～(5) 略	
407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	前号の手数料の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	変更認定申請のとき	407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請する者	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	前号の手数料の欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ <u>一の建築物につき当該手数料の金額の2分の1に相当する金額。ただし、当該計画の変更内容に新たな他の建築物の追加が含まれる場合における当該他の建築物に係る手数料は、前号の手数料の欄に掲げる場合の区分に応じ、</u>	変更認定申請のとき

改正前					改正後				
								<u>それぞれ当該手数料の金額と同額</u>	
407の11～452 略					407の11～452 略				
453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円	受験申込みのとき	453 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>((3)に掲げる場合を除く。)</u> 1,900円 (3) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</u> <u>に該当して同</u>	受験申込みのとき

改正前					改正後				
			(3) 略					項の規定の適用を受ける場合 800円	
454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円	受験申込みのとき	454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 (3)に掲げる場合を除く。 1,900円 (3) 道路交通法第97条の2第1項第3号 (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。) に該当して同項の規定の適用を受ける場合 800円	受験申込みのとき

改正前					改正後				
			(3) 略					(4) 略	
454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円	受験申込みのとき	454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>((3)に掲げる場合を除く。)</u> 1,900円 (3) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。）に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u> 800円 (4) 略	受験申込みのとき
455 道路交通	小型特殊	小型特	(3) 略 (1) 道路交通	受験申	455 道路交通	小型特殊	小型特	(1) 道路交通	受験申

改正前					改正後				
法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする者	殊自動車免許又は原動機付自転車免許試験手数料	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 1,900円	込みのとき	法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする者	殊自動車免許又は原動機付自転車免許試験手数料	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>((2)に掲げる場合を除く。)</u> 1,900円 (2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</u> に該当して同項の規定の適用を受ける場合 800円 (3) 略	込みのとき
455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	(1) 略 (2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用</u>	受験申込みのとき	455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	(1) 略 (2) <u>道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用</u>	受験申込みのとき

改正前					改正後				
普通自動車第二種免許に係る試験の実施	第二種免許に係る試験を受けようとする者	又は普通自動車第二種免許試験手数料	を受ける場合 1,900円		普通自動車第二種免許に係る試験の実施	第二種免許に係る試験を受けようとする者	又は普通自動車第二種免許試験手数料	を受ける場合 <u>(3)に掲げる場合を除く。</u> 1,900円 <u>(3) 道路交通法第97条の2第1項第3号</u> <u>(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</u> <u>に該当して同項の規定の適用を受ける場合</u> 800円	
456～457 略					456～457 略				
458 道路交通法第92条第1項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付を受けようとする者	第一種運転免許証又は第二種運転免許証の交付手数料		交付申請のとき	458 道路交通法第92条第1項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付を受けようとする者	第一種運転免許証又は第二種運転免許証の交付手数料	<u>(1) 道路交通法第97条の2第1項第3号</u> <u>(道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定する理由に限る。)</u>	交付申請のとき

改正前				改正後			
	る者				る者		<p>に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,700円  (同法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 2,050</p>
			2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定				

改正前					改正後				
			により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)					円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)	
459 略					459 略				
460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免	第一種運転免許又は第二種運転	3,500円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る	再交付申請のとき	460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免	第一種運転免許又は第二種運転	2,250円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る	再交付申請のとき

改正前					改正後				
二種運転免許に係る免許証の再交付	許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。		二種運転免許に係る免許証の再交付	許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	
461～471の3 略					461～471の3 略				
471の4 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書の交付を申請する者	運転経歴証明書交付手数料	1,100円	交付申請のとき	471の4 道路交通法第104条の4第6項(同法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書の交付を申請する者	運転経歴証明書交付手数料	1,100円	交付申請のとき
472～480の2 略					472～480の2 略				
481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習を受講しようとする者	指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習を受講しようとする者	指定自動車教習所職員講習手数料	講習1時間につき750円	受講申込みのとき	481 道路交通法第108条の2第1項第9号の規定に基づく指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習の	指定自動車教習所の道路交通法施行令第41条に規定する職員に対する講習を受講しようとする者	指定自動車教習所職員講習手数料	講習1時間につき750円	受講申込みのとき

改正前					改正後				
する職員に対 する講習の実 施	する者				実施	する者			
482～494 略					482～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1第453号から第455号の2まで、第458号、第460号、第471号の4及び第481号の改正規定は、令和元年12月1日から施行する。